

〔問55〕    次の手配旅行契約において、旅行者が(1)及び(2)のそれぞれの状況で契約を解除した場合に、旅行者が当該旅行者に払い戻すべき金額の組み合わせのうち、正しいものはどれか。（旅行代金は全額収受済とする。）

- 旅行サービスに係る運送・宿泊機関等に支払う費用 190,000円
- 旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除く。） 10,000円
- 取消手数料金 10,000円
- 旅行者が既に提供を受けた旅行サービスの対価 50,000円
- 旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る  
運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料 40,000円

- (1) 旅行者の責に帰すべき事由により、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合（旅行者に対する損害賠償の請求は考慮しないものとする。）
- (2) 旅行者が自己の都合により、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合

	(1)	(2)
a .	140,000円	80,000円
b .	140,000円	90,000円
c .	150,000円	80,000円
d .	150,000円	90,000円